

IV. 次年度に向けて

IV. 次年度に向けて

前年度実績報告と介護給付費等算定に係る体制届出について

申請内容	該当書類	提出期限
令和8年4月から適用させる加算内容の変更 <u>(前年度の実績に影響されない加算)</u>	介護給付費等算定に係る体制届出書必要書類	令和8年3月15日まで
令和8年4月から適用させる加算内容の変更 <u>(前年度の実績に影響される加算)</u>	介護給付費等算定に係る体制届出書必要書類	令和8年4月15日まで
令和8年5月から適用させる加算内容の変更	介護給付費等算定に係る体制届出書必要書類	令和8年4月15日まで

- ・ 訓練・就労系サービス及び居住支援系サービスについては前年度（R7年度）の実績報告をお願いします。詳細については3月中旬までにメールにて案内をお送りします。
- ・ 前年度実績により基本報酬の区分や加算の内容に変更が生じる場合は体制届の提出が必要です。
- ・ 前年度実績に影響を受けない加算は通常どおり適用する前月15日までに届出を行ってください。

〔例:令和8年4月1日より福祉専門職員配置等加算、重度障害者支援加算、食事提供体制加算等を算定する場合は令和8年3月15日までに届出を行う必要があります。〕

IV. 次年度に向けて

令和8年度報酬改定について

1. 処遇改善加算の拡充【告示改正・令和8年6月施行】

○福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せ措置を実施する。

※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置

○ 具体的には以下の措置を講じる。

- ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する（加算率の引上げ）
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
- ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する。
- ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

*** 令和8年度処遇改善加算計画書の提出依頼は、国から様式が示され次第メールにてお知らせします。**

2. 就労移行支援体制加算の見直し【告示改正・令和8年4月施行】

○ 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。

○ また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

3. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し【告示改正・令和8年6月施行】

○ 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。

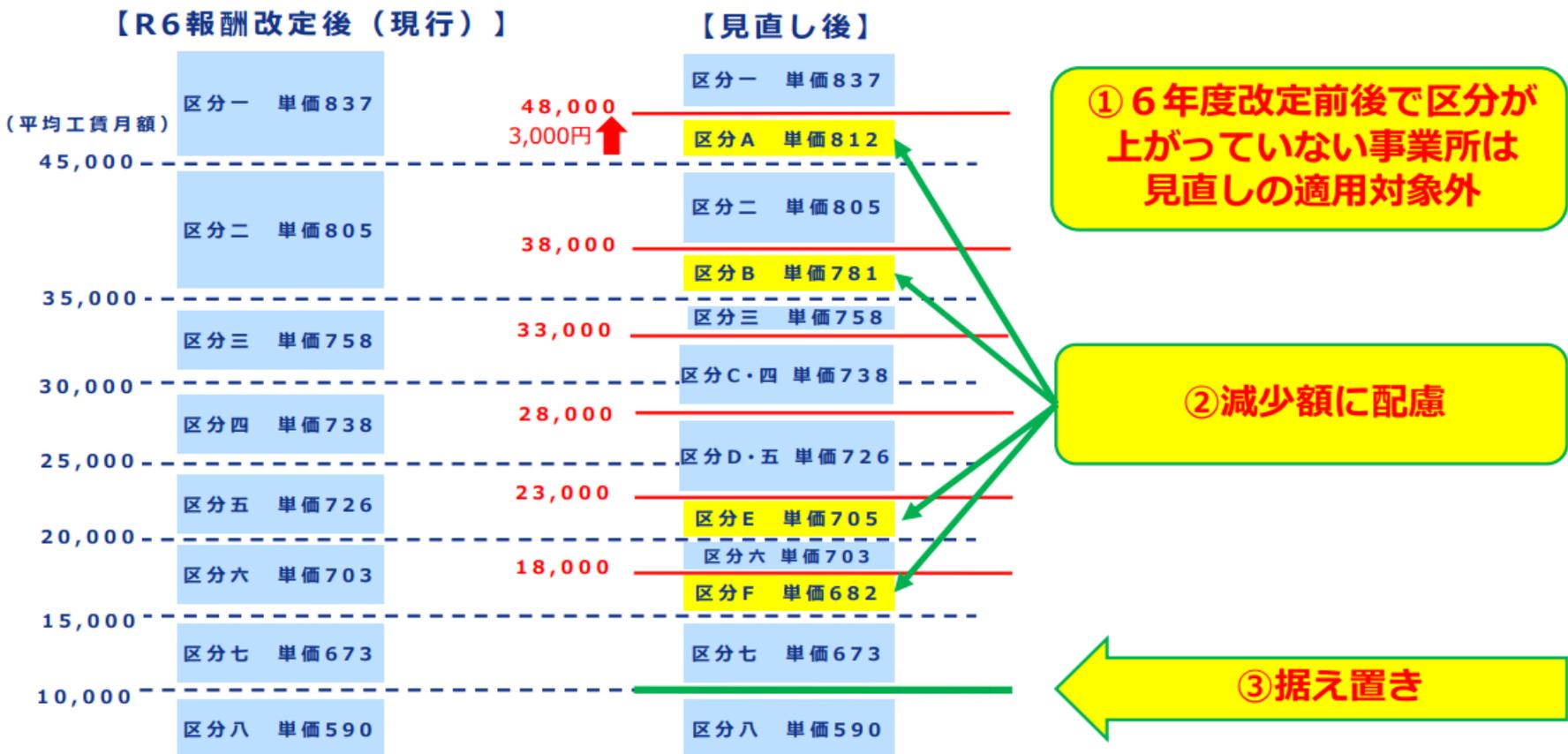
○ 併せて、下記の配慮措置を講じる。

- ・ 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
- ・ 今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設
- ・ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

IV. 次年度に向けて

令和8年度報酬改定について

※ 人員配置基準 6 : 1、定員 20 名以下の場合



IV. 次年度に向けて

令和8年度報酬改定について

4. 応急的な報酬単価の特例【告示改正・令和8年6月施行】

○収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。

○対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス

○対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所（既存事業所については従前どおり）

○応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する。

- ・ 令和8年度報酬改定についての詳細は下記をご確認ください。
「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第53回）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70634.html
- ・ 国から告示の公布や関連通知及びQ&Aの発出等がありましたら改めて周知します。